

## 談 話

公党を誹謗し議会の品位を貶めた公明党島田敏光議員の暴言は許せません

2022年9月13日

日本共産党杉並区議団

9月13日、公明党島田敏光議員は、杉並区議会の代表質問において、十数分にわたり、ひたすら日本共産党を誹謗・中傷する発言をおこないました。その内容は、共産党は9条を理由に憲法に反対した、天皇制を否定する立場の共産党、共産党が政治を動かしたことはない、成果を横取りするハイエナのような等です。

岸本区長の区政運営への姿勢を質すべき本会議質問の場を、特定政党への攻撃に利用する島田議員の行為は、杉並区議会の品位を貶める行為です。そもそも、地方自治法では、第132条で「品位の保持」をさだめ、「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定し、杉並区議会会議規則でも第104条で「秩序及び品位の尊重」をさだめ「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない」としています。島田議員の発言は、こうした法及び規則に反する行為です。

島田議員の発言は、どれも日本共産党を誹謗するために、意図的に事実を捻じ曲げた虚偽の発言です。そもそも日本共産党が憲法制定時に反対したのは、自衛権を否定する解釈に反対したのであり、9条を否定したものではありません。天皇制については、党綱領をみれば、天皇の制度を含む「憲法の全条項を守る」立場をとっていることは明白です。

また石原元都知事の言葉を使って人の成果を横取りするハイエナと発言したことは、公党を侮辱する暴言です。元都知事のハイエナ発言は、都議会での公明党都議の質問に答えたもので、公明質問がいかにも虚偽であるかは、日本共産党の追及で浮き彫りになり、石原氏は反論できなかったものです。さらに「共産党が政治を動かしたことはありません」との発言は、多くの区民が驚く暴言です。杉並区議会での最近の事例をみても、給食費の値下げ、マンション等のLED化助成など日本共産党が先駆的に区議会で提案したことは明白です。

今回の事態は、日本共産党への攻撃にとどまらず、区議会を侮辱し貶める行為として、区議会がどういう対応をとるかが問われています。

日本共産党区議団は、その第一弾として、本日、脇坂たつや杉並区議会議長にたいし、島田議員の発言取り消しを求める申し入れを文書により行いました。議長の対応は未定ですが、ひきつづき他の会派の議員とも力をあわせ、発言取り消しを求めるものです。

以上